

吹田市小企業事業資金融資制度のご案内

<市町村連携型>

この制度は、大阪府中小企業融資制度の市町村連携型を活用し、市内で事業を営んでいる小規模企業者の方が、事業資金を必要とするとき、無担保・低金利で金融機関の融資が受けられるよう、大阪信用保証協会の保証を付けてあっせんする制度です。

◆利用資格

この制度を利用できる方

- (1) 市内で6か月以上引き続き事業を営んでいる小規模企業者。ただし、確定申告や決算の時期が未到来で、確定申告書や決算書の作成が行われていない時点での融資申込みはできません。
- (2) 融資を受けた資金を市内で営む事業の運転資金または設備資金に利用する小規模企業者

小規模企業者とは以下に該当する方です。

- 常時使用する従業員数が20人（商業・サービス業（娯楽業・宿泊業を除く）は5人）以下の事業者

この制度を利用できない方

- (1) 許認可等を要する事業を営む方で、その許可等がない方
- (2) 税金を滞納し、完納できない方及び借入金、公共料金並びに賃借料等を滞納している方
- (3) 銀行取引停止処分を受けた日から2カ年を経過していない方

- その他、下記のいずれかに該当する場合この制度を利用することができます。

- ・原則として、大阪信用保証協会及び他の信用保証協会において、代位弁済にかかる債務の履行を完了していない場合、又はその保証人になっている場合
- ・原則として、大阪信用保証協会及び他の信用保証協会の保証付き債権等に延滞等の債務不履行等がある場合、又はその保証人になっている場合

◆融資限度額及び融資条件

資金使途	融資限度額	貸付利率	貸付期間	返済方法
運転・設備資金	1,000万円	1.20%	10年以内	毎月元金均等分割返済 (据置期間1年以内)

連帯保証人

個人 原則として不要

法人 原則として法人代表者のみ必要

取扱金融機関

金融機関名	支 店 名
池田泉州銀行	吹田支店、南千里支店、北千里支店、江坂支店、桃山台支店
関西みらい銀行	吹田支店、豊津西支店、千里丘支店、吹田駅前支店、豊津支店 千里山田支店、江坂支店
みなと銀行	千里山支店
北おおさか信用金庫	吹田支店、片山支店、豊津支店、江坂駅前支店
尼崎信用金庫	吹田支店
大阪信用金庫	吹田支店
京都銀行	吹田支店
京都信用金庫	吹田支店

※この制度をご利用いただくには、上記のいずれかの取扱金融機関支店の普通預金等の口座が必要です。

当該融資制度に係る補給金

※吹田市では、本融資に係る信用保証料及び利子を補給する制度を設けています。

信用保証料補給金

補助金概要	当該融資を受けた事業者に対し、信用保証料を補給します。
補助金の額	払い込んだ保証料に相当する額
補助額（上限）	2万円

利子補給金

補助金概要	当該融資を受けた事業者に対し、利子を補給します。
補助金の額	払い込んだ12回分の利子に相当する額
補助額（上限）	約定利率が年2%を超えるものについては、年2%として計算した額

【お問合せ・申込受付】

吹田市 都市魅力部 地域経済振興室 企業振興担当

TEL : 06-6170-7217 FAX : 06-6384-1292

MAIL: sanro_s@city.suita.osaka.jp